

**改正**

昭和56年4月1日条例第7号

昭和58年9月22日条例第23号

平成14年9月20日条例第27号

平成18年4月1日条例第21号

平成19年4月1日条例第13号

平成22年3月24日条例第7号

平成24年6月19日条例第11号

千歳市立千歳公民館使用条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、千歳市立千歳公民館（以下「公民館」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

**第2条** 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

2 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 月の最後の金曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、休日の前日

(使用の承認)

**第3条** 公民館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、公民館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用の不承認)

**第4条** 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、公民館の使用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他公民館の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

**第5条** 第3条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた目的以外に公民館を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

**第6条** 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 附属設備及び備付物品の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

**第7条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の制限)

**第8条** 使用者は、公民館の使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(承認の取消し等)

**第9条** 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第3条第1項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第3条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第3条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (4) 第4条各号の一に該当することとなつたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

**第10条** 使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若し

くは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

**第11条** 使用者は、公民館の使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

**第12条** 教育委員会の承認を受けた者以外は、公民館及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(入場の拒否等)

**第13条** 教育委員会は、公民館の管理運営上適当でないとする者に対し、公民館への入場を拒否し、又は公民館からの退場を命ずることができる。

(分館の使用)

**第14条** 分館の使用については、教育委員会が別に定める。

(指定管理者による管理)

**第15条** 公民館の管理は、教育委員会が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合にあつては、第2条中「教育委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第3条、第4条、第8条、第9条、第12条及び第13条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

**第16条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公民館の使用の承認に関する業務
- (2) 公民館の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の運営に関する事務のうち教育委員会が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

**第17条** 指定管理者が公民館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1

日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（利用料金）

**第18条** 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第6条第1項及び第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、教育委員会が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第6条及び第7条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

（委任）

**第19条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和56年4月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和58年9月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成18年4月1日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市立千歳公民館使用条例別表の規定は、この条例の施行の日以後

の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年 4 月 1 日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年 3 月24日条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千歳市立千歳公民館使用条例第17条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 6 月19日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

**別表**（第 6 条関係）

千歳公民館使用料（1時間につき）

種別	午前		午後		夜間	
	市内在住者	市内在住者 以外の者	市内在住者	市内在住者 以外の者	市内在住者	市内在住者 以外の者
1号会議室	110円	220円	150円	300円	190円	380円
2号会議室及び3号会議室	230円	460円	300円	600円	380円	760円
4号会議室	230円	460円	300円	600円	380円	760円
5号会議室及び6号会議室	410円	820円	550円	1,100円	690円	1,380円
7号会議室	230円	460円	300円	600円	380円	760円
和室	230円	460円	300円	600円	380円	760円
大集会室	1,800円	3,600円	2,400円	4,800円	3,000円	6,000円
講習室	230円	460円	300円	600円	380円	760円

ステージ	110円	220円	150円	300円	190円	380円
------	------	------	------	------	------	------

備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者及びこの者で構成される団体をいう。
- 2 市内在住者には、前項に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含むものとする。
- 3 午前、午後及び夜間の時間区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前 午前9時から正午まで
  - (2) 午後 正午から午後5時まで
  - (3) 夜間 午後5時から午後10時まで
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間とする。
- 5 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる入場料の額に応じ、当該各号に定める額を当該使用に係る使用料の額に加えた額とする。
  - (1) 入場料の額が1人につき1,000円を超え3,000円以下の場合 当該使用に係る使用料の100分の100に相当する額
  - (2) 入場料の額が1人につき3,000円を超える場合 当該使用に係る使用料の額の100分の200に相当する額
- 6 11月1日から4月末日までの間は、当該使用に係る使用料の額の100分の10に相当する額を暖房料として徴収する。
- 7 第3項に定める時間区分を超えて使用した場合の使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分、午後10時以後の使用にあつては夜間の区分の使用料（入場料を徴収して使用する場合にあつては、第5項の規定を適用した後の使用料とする。）の額の100分の30に相当する額を当該使用料の額に加えた額とする。